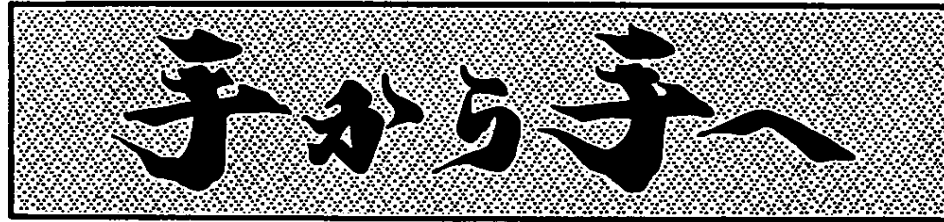


この『手から手へ』は全教職員に配布しています。 まだ組合に入られていない方、ぜひ加入してください！

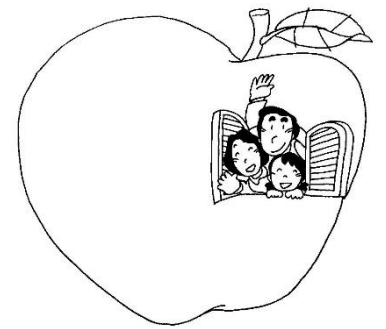
発行
東京都立大学労働組合
TEL=042-677-0213
Eメール=union@apricot.ocn.ne.jp
HP=http://tmu-union.org/



第 2873 号

2020 年 11 月 10 日

年末一時金に関する要求書を提出！ ～回答指定日は11月18日（水）



東京都立大学労働組合は、2020年11月9日（月）2020年度年末一時金に関する要求書を提出し、団体交渉を行いました。

組合は、年末一時金 2.5 月分を全額期末手当とし、非常勤契約職員と非常勤教員にも正規職員及び常勤教員と同様に一時金を 12 月 10 日までに支給することを要求しました。

これに対して当局側からは、東京都人事委員会勧告などをふまえながら、これまで培ってきた労使の信頼関係をもとに協議していくことが表明されました。

この団体交渉後に行われた専門委員会の場では、当局から、年末一時金の 0.1 月減、継続雇用職員と高齢者雇用型特定任用職員については 0.05 月減、非常勤契約職員については 0.1 月減という提案がありました。組合からは、コロナ禍のもとで職務を遂行している教職員に対して、一時金の減額などありえないこと、非常勤契約職員については、6 月期の一時金の期間率が 40% であることから、0.1 月減は不当であることなどを主張しました。

また、任期制を選択しなかった教員への差別賃金の解消、特任教員への一時金支給要求については、現場調査を行うことを主張しました。

一時金の回答指定日は、11 月 18 日です。この間提出した、組合の要求についても、同日回答を求めます。

【組合】本日は、年末一時金の要求をいたします。詳細については、後ほど書記長が説明しますが、今交渉期における組合の認識と要求課題について述べます。

今年の一時金に関する人事院勧告および東京都人事委員会勧告についてです。両勧告は、コロナ禍で職務に励む公務員労働者の働きに対して、報いることのない不当な勧告です。

特に10月30日に出された、東京都人事委員会勧告は、民間の支給割合が都職員の支給月数を下回るとして、0.1月引下げ、年間支給月数を4.55月に、再任用職員については、0.05月引下げとしたことも、納得することはできません。

勧告は、コロナ禍で落ち込む民間実勢を踏まえたとしても、国や政令市、特別区をも上回る引下げであり、到底、納得できるものではありません。一時金については、東京都の企業規模 1000 人では 4.98 月であることも報告されています。例月給については、別途、報告・勧告が行われますが、人事院勧告では較差が小さいとして据え置きとなっています。

コロナ禍のもとで大学・高専の研究、教育を担っている教職員の気持ちに応える回答を要求します。特任教員に対する一時金の支給についても、組合はかねてから、労使合同の現場調査を求めています。教員定数が削減されるなかで、それまで常勤教員が担ってきた職務を行なっている実態をふまえたうえで、踏み込んだ回答を要求します。

労働契約法 20 条をめぐる最高裁判所の判決が、10 月 13 日、15 日に出されました。特に 15 日の郵政労働者に関わる判決で

は、有期雇用の労働者にも扶養手当や住居手当の支給を認めるなど、同一労働同一賃金や均等待遇について、踏み込んだものになっています。労働契約法 20 条は期限の定めのある労働者に対する不合理な取り扱いを禁じたものです。法人では、期限の定めのない労働者、すなわち、かつて任期制に同意しなかった教員への賃金差別が残されたままになっています。こうした不合理な差別は、1 日も速く解消されなくてはなりません。このような差別を生んだ公立大学法人首都大学東京から、東京都公立大学法人へと名称変更も行われましたので、この交渉期に解決を要求します。

13 日の最高裁判所判決は、退職手当についての高等裁判所判決を覆す不当なものでした。しかし、判決では、退職手当について、「福利厚生を手厚くし、有為な人材の確保やその定着を図るなどの目的をもって退職手当を設ける」と判断しており、選考を経て、正規職員 1 級職員と同等の職務を行なってきた旧常勤契約職員にも当てはまるものです。2007 年の常勤契約職員制度発足、さらに常勤契約職員から正規職員への登用選考が 2008 年に始まり、100 人近くにも及ぶ職員がこうした立場にあります。すでに係長に昇任した職員も出ています。常勤契約職員制度を廃止して 5 年になりますが、常勤契約職員時代に培ってきた経験や実績が生かされているのです。毎年、文部科学省に回答している学校基本調査では、常勤契約職員は正規職員とともに常勤職員とされてきました。そうした経緯を踏まえて、退職手当の算定にあたって、旧常勤契約職員期間も算入するよう、改めて要求します。

裏面に続く⇒

『手から手へ』(第 2872 号)訂正とお詫び

『手から手へ』(10 月 16 日付け・第 2872 号)で、11 月に工事が始まり早ければ 2021 年 1 月から使用可能となる次世代携帯電話回線(5G)とお伝えしましたが、南大沢キャンパスに設置されるのは、研究用のローカル 5G で、通信事業者の回線ではありませんでした。

お詫びして、訂正いたします。

恒例の大望年会は中止

東京都立大学労働組合中央執行委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、毎年恒例の組合主催「大望年会」を、今年は中止することを決定しました。

例年ビンゴ大会を行っていましたが、今回は『手から手へ』新年号にパズルを掲載し、賞品を用意いたします。お楽しみに！

10月1日から、一部で対面授業が再開され、学生がキャンパスに戻ってきました。その一方で、今年度は全てオンライン授業という講義も少なくありません。組合は、これまでもコロナ対策やオンライン授業に関わる要求も提出しています。こうした要求については、交渉期限を切らずに適宜回答してください。

私からは以上です。

【当局】はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症拡大防止と教育機関の機能維持を両立するために様々な取組に御協力いただき、この場を借りて改めて感謝申し上げます。また、いまだ収束が見えない中、更なる御協力を賜りますよう引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、ただ今、「年末一時金に関する要求書」を承りました。

私から、現時点での私どもの基本的な認識を申し上げます。

本年の都の人事委員会勧告ですが、特別給は10年ぶりの引下げとなっており、厳しい景気動向を反映したものとなっております。引下げ幅は、国より大きいものの、勧告後の支給月数は引き続き国を上回る状況となっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、特別給のみ先行して勧告されましたが、例月給については、別途必要な報告・勧告が行われる予定となっております。

言うまでもなく、法人教職員の給与は、法人として自主的、自律的に決定するものですが、その前提として地方独立行政法人法が定めるとおり、民間企業の賃金情勢や国、都等の動向など、社会一般の情勢に適合したものでなければなりません。

また、御承知のとおり、本法人の運営はその大半を都からの交付

金により支えられています。

引き続き、東京都の理解と支援を得ながら、自主的、自律的な経営を行っていくためには、教職員の給与について、十分に社会的な説明責任を果たせるものでなければなりません。

法人は、これまでも、こうした状況を十分に勘案した上で、自律的に教職員の年間給与水準を定めてまいりました。

今後も、給与制度の検討に当たりましては、民間企業の賃金情勢や、都の人事委員会勧告等の内容、国、都等の動向に加え、これまでの法人の取組、教職員の構成状況等を踏まえた上で、総合的に判断していく必要があると考えています。

なお、東京都派遣職員につきましては、東京都において、職員の給与に関する条例の改正があった場合、職員派遣に係る取決書により、東京都と同様の措置を取ることになります。

加えて、これまでに皆さんから頂いた人事、給与制度に関する要求につきましては、現在、真摯に検討を続けているところでございます。

今給与改定交渉期は、都において例月給の勧告がなされていないという、極めて異例の状況となっております。しかしながら、これまで培ってきた労使の信頼関係をもとに、誠意を持って、皆さんとの協議に全力で取り組んでまいりたいという考えに変わりはありませんので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

2020組発第1号
2020年11月9日

東京都公立大学法人
理事長 島田 晴雄 殿

東京都立大学労働組合
中央執行委員長 左古 輝人

年末一時金に関する要求書

10月30日、東京都人事委員会は、調査結果の集計が完了した一時金について、都内民間企業の支給割合が職員の支給月数を0.08月分下回っているとして、年間支給月数を0.10月分（再任用職員0.05月分）引き下げて4.55月（再任用職員2.40月）とし、引下げを全て期末手当で実施するという勧告を行いました。実質賃金が減って生活悪化が続いている東京都の教職員に賃下げを強いようとする不当勧告を断じて容認することはできません。

首都圏に暮らす法人職員は、高物価・高家賃、長時間通勤など、他県・他都市と比べて、特別に高い経済的負担と厳しい生活条件に置かれています。加えて、コロナ禍のもとで、教職員は勤務条件の厳しさが増すなか、大学・高専の職務に、日夜懸命に努力しています。

こんにち日本のGDPの6割を個人消費が占めると言われるなか、コロナ禍の経済的ダメージを軽減すべく、国は10万円の特別定額給付やGOTOキャンペーンなどで消費喚起に取り組んでいます。賃下げはその努力を水の泡にする愚策と言わざるを得ません。

教職員は、生活改善につながる賃上げの実現と年末一時金の改善に期待を寄せています。本日、下記のとおり、要求書を提出いたします。すでに提出した要求も含めて、誠意ある回答を求めます。

記

1. 年末一時金について、2.5月分を12月10日までに支給すること。支給にあたっては、全額期末手当とすること。
2. 非常勤契約職員、非常勤教員にも常勤教員や正規職員の同水準の一時金を支給すること。
3. 以上の回答を、11月18日（水）までに行うこと。